農山漁村の課題解決に係る臨時専門アドバイザー委嘱制度実施要領

令和６年 10 月 21 日付け６農振第 1821 号
最終改正　令和７年 11 月１日付け７農振第 1766 号

第１　目的

農山漁村の課題解決には、農業者自身だけではなく、外部業種、人材を巻き込んで対応することが不可欠となっている。

こうした外部業種・人材との連携を深めて、政策立案を進めるためには、今までの農林水産省の知見を超えて、各農村政策やステイクホルダーに合わせた専門的知見を養っていくことが必要であることから、これらの専門性を有する実務家を「臨時専門アドバイザー」として各政策立案に活用するものとする。

第２　定義

この要領において、「臨時専門アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）とは、農山漁村の課題解決に関して、豊富な知識又は経験を有する者として、第３により委嘱された者であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）又は農村振興局職員の求めに応じて、外部業種・人材との連携に関する専門的知見に基づき、次に掲げる業務を行う。

一　農山漁村の課題解決に係る施策への助言

二　前号の達成に必要な調査及び分析

第３　委嘱等

１　農村振興局長は、地方公共団体及び民間企業との連携を促進する等の活動の実績等から判断して、別表の右欄に掲げる知識又は経験を有し、アドバイザーとして委嘱することが適切と認める者に対し、同表の左欄に掲げる部門名を付して委嘱する。

２　アドバイザーに委嘱されることを承諾する者は、承諾書（別記様式）を農村振興局長に提出する。

３　農村振興局長は、２の承諾者の氏名、所属及び委嘱された部門について、本人の了承を得た上で、農林水産省のホームページ等により公表することができる。

４　１の委嘱は随時行う。

５　次の各号のいずれかに該当する者には、アドバイザーとして委嘱することができない。

一　第７（第１号による場合を除く。）に基づき解嘱し、その日から２年を経過していない者

二　アドバイザー以外の業務に従事することにより、利益相反が生じアドバイザー業務を公正に実施することができないおそれがある者

三　前各号に掲げるもののほか、本制度の公共性又は信用を損なう等、その委嘱について疑念をいだかれるおそれがあると農村振興局長が認める者

第４　任期

１　アドバイザーの任期は、１年とし、再委嘱を行うことを妨げない。

２　再委嘱を行う場合は、第３の１から３まで及び５並びに第４の１を準用する。

第５　遵守事項

１　アドバイザーは、業務の遂行に際して知り得た秘密を漏えいし、又はその秘密を営利目的で利用してはならない。アドバイザーを退いた後も、同様とする。

２　アドバイザーは、本人又は本人が所属する組織のみに利益を誘導するなど、その職の信用を傷つけ、又は本制度全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　アドバイザーは、第３の５の第２号又は第３号に該当するような行為をしてはならない。

第６　是正措置

農村振興局長は、アドバイザーが第５の規定を遵守していないと認めるときその他アドバイザー業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、アドバイザーに対し、これらの義務を遵守することその他の必要な措置をとることを要求することができる。

第７　解嘱

農村振興局長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第３の１による委嘱を解くことができる。

一　アドバイザーによる届出があった場合

二　虚偽その他不正の手段により委嘱を受けたことが判明した場合

三　第６による要求があったにもかかわらず、当該要求に係る措置を講じていないと認められる場合

四　その他農村振興局長が委嘱を解く必要があると認める場合

第８　その他

１　アドバイザーには、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)は、適用されない。

２　アドバイザーには、給与を支給しない。

３　アドバイザーには、旅費を支給する。

４　前項の旅費については、予算の範囲内で、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114 号)の例による額を弁償する。この場合において、アドバイザーは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第６条第１項第１号イに規定する行政職俸給表(一)による２級から５級までの間において、各アドバイザーにつき、農村振興局長が定める職務の級にある者とする。

５　本事業の実施に関するその他の必要な事項は、別に定める。

別表（第３関係）

部門名	情報提供が期待される知識又は経験
大企業との共創促進	農山漁村のコミュニティ維持・関係人口創出に資する大企業から農山漁村への資金提供・人材派遣等に関すること

別記様式

承　諾　書

令和　年　月　日

農林水産省農村振興局長　殿

住所
氏名

私は、臨時専門アドバイザー（大企業との共創促進部門）として委嘱されることを承諾します。

あわせて、農林水産省ホームページに、氏名、所属及び委嘱された部門が記載されることを承諾します。